

「(仮称) 越谷市自治基本条例」基本方針(案) に対してのご意見について

※ 文中の「協働」「審議会」「政策会議」については、表の最後に注釈があります。

項目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
基本方針(案)の内容に関する事	○「自治基本条例とは」について	
	1 自治基本条例は決まった定めがあるものではありません。必要なことは、①越谷市がこれからつくる越谷市自治基本条例は、越谷市の最高規範であると主体的に位置づけること、②最高規範であるための要件を主体的に提示すること、ではないでしょうか。 自治基本条例が最高規範であるためには、市民(事業者を含む)、議会と議員、市長と市職員の役割と責務を最低含むべきではないでしょうか。市民の権利・義務を言うだけで、市の重要な構成要素である議会・議員、行政当局の役割と責務について触れないのでは最高規範たりえません。	基本的にとどの条例も規範としての効力は同一であり、条例の位置付けに上下はありません。どのように最高規範性を担保するかについては、今後開催する勉強会・審議会で検討していただくことになります。考え方としては、前文や条文に最高規範性を盛り込んだり、特別な改正要件を規定したりして最高規範性を担保するなどの方法があります。 また、市民や事業者の権利・義務は、例として示したものであり、他にも重要な構成要素はあると認識しています。議会・議員、行政当局の役割と責務をはじめ具体的に条例に盛り込む内容については、勉強会や審議会で検討していただきます。
	2 「市民や事業者の権利」とありますが、事業者は市民ではないのかなど、市民の定義が曖昧なのではないでしょうか。	市民の定義については、他自治体の事例でも十分に時間をかけて議論されているようです。なお、定義については、「市内に居住する者、働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等」として事業者を含めている自治体や、市民とは別に事業者の定義を定める自治体など、考え方は様々です。越谷市では、勉強会や審議会で検討していただくことになります。
	○「基本的考え方」について	
3 賛成です。		
4 自治体の最高規範といっても、国や県の法体系と無関係に制定することができるのかどうかの問題があります。関係性があるとすれば、この基本方針(案)でも触れるべきではないでしょうか。	憲法 94 条では「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定しており、地方自治法第 14 条第 1 項では「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、(中略) 条例を制定することができる」となっています。 憲法や地方自治法には、今日の自治体運営の基本となる市民参加や協働、情報公開などの規定はありませんので、地方分権の進展や社会環境の変化に対応するため、これらの考え方や仕組みを市独自の制度として条例で定めようとするものです。 ご指摘のとおり、自治体の最高規範といっても条例ですので、法令に違反して制定することはできませんが、このことは明確でありこの基本方針に改めて記述する必要はないと考えます。	

項目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
5	<p>自治基本条例がある場合とない場合で、市民生活上、何が違うかわかりません。いま、なぜ制定が必要なのか、自治体憲法に必要なものは何で、何ゆえ「憲法」なのかを明確にしてくださいと思います。そもそも、日本国憲法があるのに、なぜ自治体憲法が必要なのか、素朴な疑問を持つ人はいるのでしょうか。</p>	<p>憲法や地方自治法には、今日の自治体運営の基本となる市民参加や協働、情報公開などの規定はありませんが、地方分権の進展や社会環境の変化に対応するため、これらの考え方や仕組みを制度化することが必要となってきています。</p> <p>越谷市においては、さまざまな方法により市民と行政の「協働によるまちづくり」を積極的に推進しているところであり、これらの考え方やルールなどを包括的に制度化するものが「自治基本条例」といえます。</p> <p>したがって、国の最高法規である憲法に例えて、地方自治体の最高規範として独自の制度を条例で定めようとするものであり、市政のあらゆる施策は、この条例に基づき実施されることとなります。</p> <p>効果としては、この条例により市民生活に急激な変化をもたらすことはないと考えられますが、①自治体運営の仕組みが分かりやすくなる②行財政運営の根拠が明確になる③市民参画のルールがはっきりするなど、これまで以上に住民自治の高揚が図れるものと考えています。</p> <p>なお、具体的な条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくことになります。</p>
○「市民による検討」について		
6	<p>公募した委員で、白紙の状態から条例案を作成するとのことですが、市議会議員、市職員はどのように、公募委員とかがかわっていくのが良く分かりません。</p>	<p>公募による市民を中心とした審議会は、市長の諮問に応じて審議等を行い、条例案の内容を答申します。答申を受けた市長は、その答申を踏まえて、条例案を議会へ提案します。なお、審議の過程においては、市長が主宰する政策会議と審議会とが情報を共有しながら、行政の考え方をまとめていきます。（審議会・政策会議については、基本方針の最後に注釈を加えました。）</p> <p>また、議会に対しては、政策会議や審議会の検討内容を随時、情報提供していきたいと考えています。</p>
7	<p>一般市民の意見を十分汲み取って、一から条例をつくらると、まとまりのない自治基本条例が出来てしまう可能性が強いと思います。安易な審議会委員の選出や、市民任せの安易な制定方法を避け、市担当者が全面的なバックアップと調整をして、全国に誇れる自治基本条例を制定してほしいと思います。</p>	<p>自治基本条例の制定に当たっては、制定までのプロセスも重要と考えています。そこで、市民の意向が十分反映されるよう審議会の設置に先立ち勉強会や講演会を開催し、多くの市民に理解を深めていただくとともに、審議会の基盤づくりをしたいと考えています。また、審議会は公募による市民を中心とし、白紙の状態から条例案を作成していただきます。なお、行政は、会場や情報の提供など事務局として審議会や勉強会の活動を支援するとともに、市長が主宰する政策会議と審議会とが情報を共有しながら行政の考え方をまとめていきます。</p>

項 目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
8	<p>出来上がった条例の質はもちろんですが、制定までのプロセスも重要だと思います。制定のプロセスで、全ての市民に参画のチャンスが公平にあるかが問題です。一部の人だけで制定し、一部の人だけで運用ということが、絶対に無いということをお前面に出し、かつ、具体的に記して頂きたいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、制定までのプロセスも重要と認識しています。したがって、あらかじめ行政側でルールを敷くのではなく、具体的な市民参画の方法等についても、勉強会等で検討していただきたいと考えています。</p>
○「スケジュール」について		
9	<p>制定年数が2年間という中で、市民を巻き込んでいながら制定するのは時間的に難しいのではないのでしょうか。</p>	
10	<p>とてもタイトな日程と思われる。この短い日程の中で、本当に市民参加が実現できるのか不安になります。この日程を出すのであれば、どのようにして市民の合意が得られるのかを、分かりやすく示すべきではないのでしょうか。</p>	<p>限られた時間ではありますが、まずは、このスケジュールで最大限審議していただきます。勉強会や審議会での検討状況によっては、さらに時間をかけて検討していただくことも考えられます。</p>
11	<p>審議会委員を決めてから、条例案の議会への提出までが1年もなく、短すぎると思います。21年3月までに制定するのであれば、審議会委員の募集を早めるべきだと思います。</p> <p>審議会で作成すればいいというものではなく、その案に対して広く市民から意見を聴き、討議し、条例案に反映させる必要があると思います。そのことを考えると、このスケジュールは短すぎると思います。</p> <p>市民がエネルギーと時間をかけて条例案を作成しても、自治基本条例を成立させるのは議会になります。議員も事前に十分、理解してもらうための時間をスケジュールに入れるべきだと思います。</p>	<p>審議会の設置に先立って開催する勉強会や講演会は、審議会の基盤づくりでもあり、重要であると考えています。そこで多くの市民に条例についての理解を深めていただき、その上で審議会委員を募る予定です。なお、勉強会や審議会での検討状況によっては、さらに時間をかけて検討していただくことも考えられます。</p> <p>また、議会に対しては、政策会議や審議会の検討内容について随時、情報提供していきたいと考えています。</p>
○ 自治基本条例の解説について		
12	<p>広く意見を募るのであれば、他自治体の好事例などを添えて、図表や挿絵などで分かりやすく解説を加えてください。この条例の位置付けや住民メリットがまったく伝わりません。自治基本条例という言葉も堅苦しく分かりにくいので、よい表現に変更するべきではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「3 基本的考え方」の項目の内容を図で示します。なお、越谷市自治基本条例は仮称であり、正式名称については、勉強会や審議会等で検討していただくこととなります。</p>

項目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
条例に盛り込む内容について	13 自治基本条例には、①協働の言葉の意味を広く住民自治の原則を絡めて条文化していく、②市長は住民から直接意見等を聴くため、定期的に公聴の場を設け市政に反映させなければならない、③議会は自治基本条例を遵守し市民と行政の橋渡し役をしなければならない、④市民は行政に対し直接又は公聴の場等をとおして意見・提案することができる、との文言を条文に盛り込むことが必要ではないでしょうか。	条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。
	14 自治の基本理念として「平等」と「ノーマライゼーション」ということが必要だと思えます。	ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、地域のなかで同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）であるとする考え方です。 条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。
	15 この条例が市民を縛るものではなく、市長や行政を縛るものであれば革新行政として大歓迎だと思うのですが、これからどのように進展するのか分からないところが不安でもあるのだと思います。制定後の運用でも、市民・住民に協力を強制するものにならないように配慮すべきだと思います。	制定方法や条文、制定後の運用などについては、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。 自治基本条例は、本市が目指す自立した地域社会を実現するため、市民と行政の「協働によるまちづくり」の考え方やルールを制度化するものとなりますので、市民と行政のよりよい関係を確立させるための条例になると考えています。 条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。
	16 条例に市の外郭団体の経営内容の情報公開と、それらの役員の勤務年齢の明確化など、これら団体に対する行政の管理を明記すべきであると思えます。	条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。
	17 越谷市の将来の姿を討議して、この姿が良い方向になる方策を条例の精神に織り込んでほしいと思えます。	
	18 住民投票の項目を条例の中に取り入れてほしいと思えます。	住民投票については多くの自治体の条例に盛り込まれています。 他自治体の事例では、『非常設型（個別型）』と『常設型』に分けられます。非常設型とは、住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するものであり、常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ条例に定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できるものです。 詳しい内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。

項 目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
19	行政、議会、自主活動組織、一般市民の連携を点検して、より良い協働ができるように条例に盛り込んでほしいと思います。具体的には、①市長は、施政方針を議会提案する前に、行政（施策）の優先順位を市民に表明する、②議員は、一般市民向けの議員報告会を増やす、③自治会の役割は何かを示す、④一般市民が行政に自分の意見を持ち込むための方策、などを条文に盛り込むべきではないでしょうか。	条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。
20	自治基本条例が「越谷市の憲法」でありうるためには、この条例が基本的に、住民にあらゆる福祉を享受できることを保障するものになっていなくてはなりません。	
21	自治基本条例を貫く精神が住民の福祉向上にあること、そのために行政ができることは何か、何をなすべきなのかの根本を規定したものになっていなくてはならないと思います。	
22	条例制定によって、住民自治を広げるものであっても、自治体の責任を棚上げにして、市民に責任を押し付けたり、安上がりの行政運営を目指したりするものになってはいけないと思います。	条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。 自治基本条例は、本市が目指す自立した地域社会を実現するため、市民と行政の「協働によるまちづくり」の考え方やルールを制度化するものとなりますので、市民と行政のよりよい関係を確立させるための条例になると考えています。
23	住民参加により、住民と共に住民の福祉、暮らしを守っていくために行政側に努力義務を課したものでなくてはならないと思います。	条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。
24	自治基本条例制定によって達成されるであろうさらなる住民の福祉向上の実現には、新たな付帯の条例制定も課題になるであろうと思います。	具体的な条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討されることとなりますが、自治基本条例には、越谷市の様々な個別条例や各種施策の基になる、自治の基本理念や市政運営の基本原則などを定めることとなります。そのため、自治基本条例に定めた内容を具体的に実現していくためには、自治基本条例を受けて、さらに別な条例の制定が必要になる場合も考えられます。そのため、自治基本条例は制定して終わりではなく、そこから継続した取り組みが必要であるともいわれています。
25	日本国憲法を基本に制定してほしいと思います。	条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討していただくこととなります。

項目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
26	今年いっぱい講演会・勉強会を開催することは、非常に適切だと思います。その場合、各種団体のできるだけ若手の人々に参加いただけるよう図ってください。	自治基本条例の制定に関する講演会・勉強会の開催については、「広報こしがや」やホームページに掲載するほか、自治会の回覧や自治会掲示板などあらゆる媒体や機会を活用し、広く市民に周知していきたいと考えています。
27	講演会・勉強会は、平日だけではなく、土曜日や日曜日にも開催してほしいと思います。	第1回の講演会において、勉強会・講演会に参加しやすい曜日や時間帯についてのアンケート調査を実施し、市民の方の要望を加味しながら、今後の開催スケジュールを検討していきたいと考えています。
28	条例について討論にするには、「生活者の生の声が必要なのだ」ということをアピールし、審議会委員の土壌づくりである「市民の自主的な勉強会」を支援していただきたいと思えます。参加者は無制限、分科会・ワークショップでの討論もよいのではないのでしょうか。	勉強会の参加者については、特に制限を設けず、多くの方に参加していただきたいと考えています。また、勉強会の運営方法については、勉強会に参加していただいた市民の皆さんで検討していただきます。なお、勉強会では条例の内容についてだけでなく、その後設置される審議会の運営方法等（審議会の検討スケジュールや審議会委員の人数、構成メンバーや会議の進め方など）についても協議していただく予定です。
29	これらは最終案が確定する前から始めて、その中での住民の意見の取り入れも必要だと思います。この条文をつくり上げる過程で、多くの市民が「住みやすいまち、越谷」を実感できるようになると思うし、行政としてもそのように推進してもらいたいと思います。	自治基本条例の制定に当たっては、市民の意向が十分反映されるべきであることから、審議会の設置に先立ち勉強会や講演会を開催し、多くの市民に理解を深めていただきたいと考えています。行政は、会場や情報の提供など事務局として審議会や勉強会の活動を支援するとともに、市長が主宰する政策会議と審議会とが情報を共有しながら行政としての考え方をまとめます。
30	審議会委員は、一般公募の人数を多くしてほしいと思えます。また、審議には時間をかけ、優れた条例になるよう、工夫してほしいと思えます。	審議会委員の人数や構成メンバー、会議の進め方などについては、審議会の設置に先立ち開催する勉強会で協議していただくこととなります。勉強会については、特に制限を設けず多くの方に参加いただきたいと考えています。
31	多くの市民が活発に議論や意見の交換ができる審議会にする必要があります。そのために、公募してきた市民には全員準会員として参加いただき、高齢福祉や障害福祉、子育て支援などの作業部会を設置します。各作業部会の中から男女各1名を審議会委員として審議会に出席させ、集約した部会での意見を発言するしくみを提言します。なお、作業部会のメンバーは、ボランティアで参加していただくことが条件です。自分の発言したことを越谷市で取り上げていただければ、無償で参加していただける市民は、大勢いらっしゃると思っています。	具体的な審議会の運営方法については、勉強会で検討していただくこととなります。他自治体の事例では、ワークショップや市民フォーラム、タウンミーティングの開催やパブリックコメントの実施などにより、広く市民から意見を募集し制定しているようです。

勉強会・審議会の運営方法について

項目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
32	審議会委員の構成は、越谷市在住 10 年以上とかの条件をつけて、公募委員の比率を多くするべきだと思います。	審議会の設置に先立ち、勉強会を開催します。勉強会では条例の内容についてだけでなく、その後設置される審議会の運営方法等（審議会の検討スケジュール、審議会委員の人数や構成メンバー、会議の進め方など）についても協議していただきます。
33	自治基本条例の知識があり、自治基本条例が地方自治に有効であることを確信しているファシリテーターを、議論の場に参加させるべきではないでしょうか。	ファシリテーターとは、中立の立場で、参加者の作業や議論を盛り上げたり、円滑に進むようにする促進役といえます。他自治体の事例でもファシリテーターの活用に対する考え方は様々であり、越谷市では、活用の有無についても勉強会等で検討していただくこととなります。
34	審議会については、できるだけ公開のものとして傍聴又は後日の議事録、インターネットでのビデオ視聴が可能になるように願いたいものです。	審議会の進め方など詳細については、勉強会で検討していただくこととなります。他自治体の事例では、検討会議は原則公開とされ、検討経過や会議録などは広報誌やホームページで公表しています。
35	説明会は頻度を多くし、継続審議されていることを市民が頭に入れて聞くように、説明・報告の方法を考えていただきたいと思います。	審議会の進め方など詳細については、勉強会で検討していただくこととなります。他自治体の事例では、検討会議は原則公開とされ、検討経過や会議録などは広報誌やホームページで公表しています。また、定期的に市民フォーラムや報告会などを開催し、市民が参加しやすい環境を提供している自治体もあります。
制定方法について	多くの市民が、自治基本条例を知らないのが現状です。市民活動団体だけではなく、自治会・婦人会・老人会・PTA・商工会など、いろいろな立場・分野の市民を巻き込んで条例を制定することが肝要です。	自治基本条例の制定については、「広報こしがや」やホームページに掲載するほか、自治会の回覧や自治会掲示板などあらゆる媒体や機会を活用し広く市民に周知していきたいと考えています。
	まず、なぜ「自治基本条例」が必要なのかを、市民・議員・職員で議論する必要があるのではないのでしょうか。	行政としては、越谷市が目指す自立した地域社会を実現するためには、「協働によるまちづくり」の考え方やルールを制度化する自治基本条例が必要であると考えています。 自治基本条例の制定に当たっては、市民の意向が十分に反映されるべきであることから、審議会の設置に先立ち勉強会や講演会を開催し、議員や職員も含め多くの方に理解を深めていただきたいと考えています。
	最終的には市議会で決めることとなりますので、制定の過程から議員もかかわるほうが良いと思います。一部の市民と、行政のみで制定する条例にならないようにするための方策が必要だと思います。	公募による市民を中心とした審議会を設置し、白紙の状態から条例案を作成していただきます。また、審議会の設置に先立ち開催する勉強会では、特に制限を設けず多くの方に参加いただきたいと考えています。なお、議会に対しては、政策会議や審議会での検討内容について随時、情報提供していきたいと考えています。

項目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
39	「越谷市の憲法」と位置付け、市政に長期に影響する重要な条例だと思っておりますので、「一部の市民」による審議会だけでなく、市議会の中でも議論してもらいたいと思っております。	公募による市民を中心とした審議会を設置し、白紙の状態から条例案を作成していただきます。また、審議会の設置に先立ち開催する勉強会では、特に制限を設けず多くの方に参加いただきたいと考えています。なお、議会に対しては、政策会議や審議会での検討内容について随時、情報提供していきたいと考えています。
40	他自治体の条例制定過程で「市民ワークショップ」を立ち上げ、市民参加型の条例づくりを指向していることも参考になると思っております。	越谷市では、市民を中心とした審議会を設置し、白紙の状態から条例案を作成していただきます。他自治体の事例でも、市民会議や市民検討委員会、懇話会など形態は様々ですが、市民参加による検討組織を設置している例が多いようです。なお、審議会の設置に先立ち開催する勉強会において、審議会の運営方法等についても協議していただきたいと考えています。
41	まねは良くないと思っておりますが、全国の先進自治体の条例の良いところを取り入れて、越谷市にあわせて改良すれば、すばらしい自治基本条例が出来ると思っております。	自治基本条例の制定において大切なことは、いかに「自治体らしさ」を条例に反映させるかであるといえます。越谷市では、市民を中心とした審議会にて白紙の状態から条例案を作成していただきますが、審議会では越谷市の特性を改めて見出し、「越谷らしさ」を条例案に反映させていただきたいと考えています。
42	他をまねして安易に制定されるのではなく、内容は越谷市だけの独自の条例にして、全国の手本となるようなものをつくっていただきたいと思っております。	
43	自治基本条例が美辞麗句で固められ、他と遜色ないかを論じるより、「如何にも越谷の憲法である」と唸らせるような、土着の説得力を持つことを重要視してほしいと思っております。	
44	「越谷市だからこそ」の斬新、独創的であることを恐れてはいけないと思っております。これからの地方行政は個性の売り込みです。これは例え荒唐無稽であろうと、少数派の意見であろうと、まず耳を貸す柔軟性を示さなければ市民のふるさと意識は育ちません。	
その他	（基本方針（案）に対する意見募集についての）周知期間や意見募集期間を、1～2 ヶ月長くとしたほうが良かったのではないのでしょうか。住民には、まだまだ周知が図られていない感じがします。	

項 目	お寄せいただいたご意見	越谷市の考え方・回答
46	一般市民への働きかけが、6月号「広報こしがや」とホームページだけでは十分ではないように思います。私の周りでは知らない人が多かったので、そのように思いました。	「広報こしがや」やホームページに掲載したほか、本庁舎の正面玄関にある総合案内窓口や各地区センターに意見募集のチラシを設置するなど市民向けに周知を図ったところです。 今後開催する講演会や勉強会については、「広報こしがや」やホームページに掲載するほか、自治会の回覧や自治会の掲示板など、あらゆる媒体や機会を活用し、周知していきたいと考えています。
47	当たり前のようなことをいつまでも守り、越谷市が「親」で市民が「子」であるならば、木の上から立って見守れるような越谷市「親」になればいいなあと思います。	今後の参考とさせていただきます。
48	越谷市の憲法としての条例の改廃は、どのような手続きによって行われるべきか勉強したい。	
49	住民主体で景観保護、環境保護、地域で力を合わせた教育・福祉・防犯活動などについて、独自の特色あるルールづくりが、この基本条例により実現するよう期待しています。	条例の内容については、今後開催する勉強会や審議会で検討されることとなります。
50	これからも多く熟年が参加できる「協働」をつくっていただきたいと思います。	今後の参考とさせていただきます。

- 注 ・「協働」とは・・・市民と行政が共通の目的（例えばまちづくり）を実現するために、それぞれの資源やノウハウを持ち寄り、お互いの役割と責任を明確にしたうえで、対等な立場で活動することであり、市民参加の最も進んだ形態であると言えます。
- ・「審議会」とは・・・地方自治法に基づく附属機関として条例で設置する合議制の機関です。審議会は、市長の諮問に応じて審議等を行い、答申します。また、審議会の委員は、非常勤の地方公務員となります。
 - ・「政策会議」とは・・・市の行政運営の基本方針、重要施策等に対する市長の意思決定について助言や審議等を行うもので、市長のほか、副市長、収入役、教育長及び各関係部長等で構成しています。